

第 20 回杉並区清掃審議会 記録

日 時	平成 15 年 2 月 4 日 (火) 午前 10 時 00 分から 12 時 03 分まで	
場 所	杉並区立産業商工会館 講堂	
出席者	委員	藤井会長、前田職務代理、大橋委員、内藤委員、高橋委員、花形委員、松原委員、小池委員、本橋委員、とかしき委員、原口委員、石川委員 (12名)
	事務局	環境清掃部長、清掃管理課長、環境課長、ごみ減量担当課長、西清掃事務所長、東清掃事務所長、清掃事業所長、清掃管理課清掃計画係長、清掃計画係主査、清掃計画係主事
傍聴者数	0名	
資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区一般廃棄物処理基本計画(素案) ・第 19 回杉並区清掃審議会記録
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区一般廃棄物処理基本計画(素案)に寄せられた意見等の概要 ・広報すぎなみ 2月1日号
議 題	<p>< 審議事項 > 杉並区一般廃棄物処理基本計画(素案)について</p> <p>< 報告事項 > <ul style="list-style-type: none"> ・資源採取対策について ごみ減量担当課長 ・(仮称)杉並区生活安全及び環境美化に関する条例について 環境課 </p>	
発言要旨	別紙のとおり	

第 20 回杉並区清掃審議会 発言要旨

発 言 者	発 言 内 容
会 長	開会する。 (午前 10 時 00 分)
清 掃 管 理 課 長	資料について説明願う。 資料「杉並区一般廃棄物処理基本計画(素案)」について説明する。本計画(素案)については、広報 1 月 21 日号、区ホームページにより公開し、1 月 31 日には住民説明会を開催した。環境審議会でもご意見等を頂戴した。前回審議会でお示しした素案のたたき台に対するご意見等を踏まえ、加除修正した箇所を中心に説明する。特に第 2 章は、ご指摘を受け、始めに現状認識を示し、問題提起をしている。計画理念、計画目標もより明確かつ具体的に示した。第 3 章は、たたき台と比較し、中継所を不要なものにしていくための取組みを重点目標として前面に出し、全体の構成を見直した。P13 では、計画目標の達成に向けた新たな指標の開発について触れている。第 4 章は、たたき台について文言の修正にとどめている。ただ、P37 で新たに「中継所を不要なものとする計画」を設け、目標達成に向けた、より具体的なごみ減量施策の実施について触れ、10 年後までの受入量推移のイメージをグラフ化している。本日現在、寄せられたご意見等の概要は資料のとおりである。2 月 14 日まで広く意見を募集し、3 月中に計画として確定する。
会 環 境 課 長	上位計画である環境基本計画との整合性に問題はないか。 環境基本計画に謳う挑戦プログラムとの整合も取れており、問題はないと認識している。ただ、本計画(素案)に関し、環境審議会からは、15 年という長期計画であるため、人の育成という観点から子どもを視野に入れたほうが良いというご意見はあった。
会 委 員 長	ご意見願う。 P6 現状認識には、収集から処分に至る清掃事業全般に関する分かりやすい現状解説を入れるべきである。P8「みどりの生活行動」が環境基本計画にいう環境配慮行動と同義であるとすれば、後者の語でも良いのではないか。P10 子どもに対する環境教育については重点事項のなかでも触れる必要がある。P11 計画にいう区民発意事業の原資として記されている収入とは別に、区は予算上の措置を講ずる予定はあるか。P11 重点事項 3 にいう選別・加工施設は現在の杉並中継所を廃止後、その跡地を利用して建設するのか。P13「排出量」はたたき台では「収集量」となっていたはずであるが、変更した理由は何か。P16 個人の発意のみに頼って発生抑制を進めるのは限界があり、拡大生産者責任(EPR)を強調するべきである。
委 員	計画にいう区民発意事業の原資としてすぎなみ環境目的税を例に挙げているが、むしろ税収入が減っていくことを目的とするこの税を原資として予定することはいかがか。
清 掃 管 理 課 長	現在の集団回収の報奨金制度と同様の仕組みを考えている。区民発意による取組みの推移をみながら予算上の措置を考えていきたい。環境目的税に関する記述についてはレジ袋削減に向けた取組みのなかで加筆したい。なお、レジ袋削減率は 19 年 7 月時点で現在と比較して 60%の削減を目標にしている。具体的な施設計画はこれからであるが、今後のプラスチックに対する取組みを考えるうえで、区の内外を問わず、現在の中継所と異なる場所で確保することになる。民間施設も視野に入れている。また、容器包装リサイクル法対象以外のプラスチック処理については、材料リサイクルや熱利用だけでなく、ガス化溶融や高炉還元剤、コークス化、油化といった技術を含めて研究していきたい。計画の中の記述に加筆する。区民一人あたりの量であるため、排出という観点から「排出量」が適切であると判断したこと、上位計画である環境基本計画での用例に倣ったのがその理由である。
環 境 清 掃 部 長	拡大生産者責任(EPR)については住民説明会でもご意見を頂戴した。区としてもその重要性は充分認識しており、計画の中でも強調はしたいが、国に法整備を要望するなど、区の具体的な取組みが極めて限られている。
委 員	事業系ごみ減量化に向けた取組みの姿勢が、家庭系ごみのそれと比較して計画(素案)では弱く感じられる。今回の計画(素案)から感じられる住民への期待感と同程度のもを事業者にも抱いていることに触れる必要がある。拡大生産者責任(EPR)といっても、特定業種に絞って働きかける方法もある。商店街の多い杉並区の特徴を生かし、そのネットワークを利用する方法もあるのではないか。
清 掃 管 理 課 長	P18、P34 でも触れてはいるが、内容を充実させたい。
委 員	上位計画との整合という観点からすれば、審議会答申でも触れた「ゼロエミッション」という表現を基本方針等に用いるべきではないか。環境先進都市を目指すならば必要な表現であると考え。達成目標数値もさらに高くしてよい。現在カラス対策として夜間収集モデル事業を実施しているが、再生プラスチック製の容器によるごみ出しを推進していくほうが費用対効果も高い。P11 家庭系ごみの有料化収入を区民発意事業の原資とすることに触れているが、有料化の導入については反対である。
環 境 清 掃 部 長	環境先進都市に向けた区の取組みについては、上位計画である環境基本計画でも触れており、本計画

職 務 代 理	とあわせて区民に提示することとなる。 住民参加の先駆的な役割を果たしてきた杉並区の特色を生かし、本計画(素案)で区民発意を前面に出すことは評価できる。ただ、中継所の廃止について、実際の排出者である区民個々の受け止め方は異なる。P37に不燃ごみの輸送効率を示すデータがあるが、具体的な提案として貨車輸送という考え方もありうる。目標達成に向けた手段についてはページを割いている印象を受けるが、それによってどのような効果を区民が享受出来るのかを計画で示す必要がある。それは区民発意にも繋がると考える。
会 長	答申では、区民に対する情報提供だけでなく、参加・公開の徹底による透明性・公平性の確保の重要性について触れている。計画(素案)は、行政への区民意見等のフィードバックについて記述が薄い。区民との間で緊張関係を保つ仕組みに触れる必要がある。
環 境 清 掃 部 長	6月施行予定の杉並区自治基本条例のなかで、そうした枠組みを新たに規定しており、区としても重要性を認識している。
会 長	P37から始まる「中継所を不要なものとする計画」は、区民にわかりやすい表現を加えるべきである。単なるデータの羅列にならないよう、解説を適宜補充する必要がある。
委 員	排出者責任という観点から、家庭系ごみの有料化についての記述に加筆するべきである。
環 境 清 掃 部 長	有料化については第一期審議会でもご議論いただいたが、区としても課題として受け止めている。現在は手数料についても23区が一体で行っており、23区の料金体系をどうしていくかを踏まえたくうえで、有料化について議論することとなると思う。
委 員	全体として文章が多いが、よりわかりやすい表現に努めるとともに、ビジュアル化も必要である。計画のイメージを一覧性のあるもので伝えられるよう工夫すべきである。
委 員	杉並区への転入者に区のルールを伝える媒体を充実させる必要がある。
委 員	落ち葉の問題にみられるように、みどりの保護という要請がある一方、ごみとしての処理の要請もある。今後こうした問題をどのように解決していくのかも課題である。
会 長	本日の意見等を踏まえ、計画化されることを望む。 次いで資源抜き取り対策について説明願う。
ごみ減量担当課長	抜き取り禁止シートを4000枚程度作成し、昨年末から町会・自治会を中心に利用の依頼をしている。本庁や清掃事務所でも配布をしている。カラスネットへの貼付を依頼しているが、ネットを利用していなければ資源コンテナ等に貼付願っている。1月15日から警備委託によるパトロールを行っている。資源回収前日の深夜23時から当日の正午にかけてパトロールしているが、朝5時頃から頻繁に業者に遭遇しているという報告を受けている。口頭により警告を行うが、応じる業者もあり効果があがっていると認識している。
委 員	行政の効率性という観点から、費用対効果について検証が必要である。
会 長	(仮称)杉並区生活安全及び環境美化に関する条例について説明願う。
環 境 課 長	環境美化に関しては、平成10年に「清潔で美しい杉並区をみんなでつくる条例」を制定している。従前と比較してまちの美観は確保されてきているが、この条例には罰則等その実効性を担保する規定が存在せず、もう一步踏み込んだ対策が必要であるという要望が多かった。今回、一層まちの美観を確保していくという観点に加え、ごみの多い場所は潜在的に犯罪に利用される可能性が高く、防犯を主眼とする生活安全の観点をあわせ持った条例として新たに制定したいと考えている。成立した杉並区自治基本条例の趣旨に従い、概要を区民にお知らせし、2月14日までご意見を頂戴することとした。屋外広告物やビラ等の宣伝物を配布する際はまちの景観や通行の安全に配慮すること、モデル地区を指定し、生活環境を改善するために、区民、関係機関、区が連携して取り組むこと、路上禁煙地区を指定し、路上での喫煙や吸殻を捨てる等の違反行為に対しては罰則を適用すること、を骨子としている。特に は千代田区と同様の仕組みであるが、まちのつくりや対象者等が千代田区とは異なるため、運用の面で違いが生ずる。また、罰則の適用は条例の施行時期より遅らせ、最大限周知に努めたくうえで施行に移る。罰則をおかないことも一つの見識ではあるが、なかなか効果が上がらないため今回は罰則を規定した。
委 員	巡回は職員が行うのか。
環 境 課 長	委託の可能性もある。経費は出来る限り抑えたい。過料を徴収するのであれば、最低一人は自治体職員が必要になる。
会 長	以上をもって本日の会議を閉じる。

(午前12時03分)